

介護保険の負担増、議論再開

2割負担の対象拡大、年末にも結論

介護保険制度の負担増に向けた議論が10日、厚生労働省の社会保障審議会の部会で再開された。昨年末から度々送りされた結論については、来年4月の介護報酬改定を控え、今年末までに出す方針だ。人手不足で介護職員の待遇改善が必要な一方、少子化対策のための財源確保も求められ、難しい判断を迫られる。

職員賃上げ財源は

負担増で焦点となるのは、①利用料を2割負担する利用者の拡大②65歳以上の高所得者の保険料引き上げ③介護老人保健施設など

現役並み所得者（65歳以上の被保険者の約11%）

対象拡大を検討

一定以上所得者（約7%）単身なら年金収入などが年280万円以上、合計所得が160万円以上

現役並み所得者

18年8月
負担

3割
負担

15年8月
負担

利用料を2割負担する対象者の拡大

2割
負担

2000年4月
制度発足当初

求めた。だが、6月に閣議決定した骨太の方針ではさらに年末まで延ばした。同省は「春闇で賃上げの動きがあり、負担面の結論を先に出すのは難しく」（介護保険計画課）と説明する。厚労省は「2割負担の対象拡大について、現在の「被保険者の年収上位約20%」までを「30%」まで広げると試算を提示。背景には、昨年10月に75歳以上の医療の窓口負担を引き上げ、全体で3割の人が2～3割負担となる制度見直しをしたことがある。

介護保険で2割負担の対象は現在、「一定以上の所得」（単身では年金収入などが年280万円以上）がある人となるが、基準を引き下げる方向で検討。同省は、仮に上位30%まで拡大すると、75歳以上の単身世帯では年収220万円以上が対象になるとする。保険料については、低所得者の上昇を抑えるため、高所得者の負担引き上げが対象となるとする。同省は現在、収入に応じて段階的の標準モ

デルを示すが、合計所得320万円以上の区分（被保険者の7・1%、255万人）を細分化し、引き上げる案を示した。

介護現場では、慢性的な人手不足が深刻化。厚労省は19年度と比べ、23年度までに介護職員を約22万人、40年度に約69万人増やす必要があると見込む。だが、21年度までの増加数は約4万人にとどまる。

人材確保には待遇改善が求められるが、介護従事者の昨年12月時点の平均給与（賃与を含む）は月額31万82230円。全産業平均の36・1万円との差が大きい。物価高騰も追い打ちをかけるなか、賃上げに向けた公定価格の介護報酬を増額するには、利用者負担や保険料の引き上げといった財源確保が避けられない。

一方、官邸は平賃で支援の削減を掲げる。来年度からの「加速化プラン」では事業費ベースで年3・5兆円規模の財源が必要。岸田文雄首相は「徹底した歳出の見直しが大前提」とし、削減対象には23年度予算で医療や介護などがある。

10日の審議会では、香川義之議長など機能分化を掲げてから「退任交代や企業とかかる負担を抑制するために必要な人材の待遇改善を」とする意見も出た。も応能負担が重要」との指摘があった一方、「介護保

（園根慎二）